

青森県外国人留学生奨学金給付等支援事業費補助金に関するQ & A (R8. 9. 18 時点)

Q 1 補助事業のスケジュールはどうなっているのか。

A 1 以下のとおりで予定しています。

1 交付申請書の提出	事業者→センター→県	令和8年10月1日から令和8年11月20日まで
2 交付申請書の審査	県	
3 交付決定通知書の発出	県→事業者	令和8年12月中(予定)
4 実績報告書の提出	事業者→センター→県	・事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年4月10日のいずれか早い日までに提出 ・既に事業が完了している場合は、交付決定後、速やかに提出
5 実績報告書の審査 補助金額の確定	県→事業者	令和9年4月中(予定)
6 請求書の提出	事業者→県	令和9年5月初旬(予定)
7 補助金の支払	県→事業者	令和9年5月末日(予定)

*「センター」とは「あおり国際介護人材センター」です。

センターでは、相談や書類の受付を行っています。(連絡先はQ15に記載)

Q 2 補助の対象を教えてください。

A 2 対象となる留学生は、介護福祉士資格取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士試験を受験する意思のある外国人留学生です。

対象となる介護施設等は、前述の外国人留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護事業所であって、当該外国人留学生に学費や生活費等の奨学金を給付している介護事業所です。

Q 3 補助の対象となる経費を具体的に教えてください。

A 3

(1) 学費	対象留学生の在籍する介護福祉士養成施設に支払う、授業料、教科書代、教材費、実習費等(介護福祉士養成施設で履修のために指定された経費)
(2) 入学準備金	対象留学生の在籍する介護福祉士養成施設で定める入学金 ※入学年度1回きり
(3) 就職準備金	介護業界への就職活動や就職のために必要な経費(セミナー参加費、交通費、被服費等) ※対象留学生が、当該介護事業所に通う交通費は対象外。 ※卒業年度1回きり
(4) 国家試験受験対策	模擬試験受験費用、本試験受験費用、試験対策用のテキスト

費用	ト代等
(5) 生活費などの居住費	民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱水費等日常生活で継続的に発生する経費（介護福祉士養成施設に通う交通費も対象）

※経費の内訳は、事業計画書や実績報告書の積算内訳の欄に詳細に記入してください。

Q 4 事業の実施期間はいつからいつまでか。

A 4 令和8年度は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

令和8年度に係る対象経費を、令和8年度中に外国人留学生に奨学金として支払っている分が対象です。ただし、入学準備金や学費に関して、令和8年度に係る経費を、介護福祉士養成施設の規定において、令和7年度中に支払うべきときには、令和7年度中に給付した奨学金については、補助対象となります。（介護福祉士養成施設の規定を提出してください。）

Q 5 申請の際に提出する「奨学金制度の内容がわかる規定等」とはどういうものか。

A 5 介護事業所（事業者）として、外国人留学生に対して奨学金を支払うルールを定めたものになります。

例として、次の内容が書かれたものを想定しています。

奨学金の支給対象者、支給期間、支給費目、金額、支給日、支給の根拠等の支給要件に関する事項、支給手続きの方法、支給の停止や中止に関する事項、返還に関する事項、法人の手続き（支給決定までの流れ、支給決定の方法、会計に関すること）等

Q 6 申請は各事業所単位で行うのか。

A 6 交付申請や実績報告は法人単位で提出してください。複数の事業所に、それぞれ奨学金を給付した留学生がいる場合でも、法人でまとめて申請してください。

なお、交付申請書に添付する別紙2及び別紙3及び実績報告時に添付する別紙5及び別紙6は、留学生ごとに記入して提出してください。

Q 7 補助対象となる外国人留学生が、介護福祉士養成施設を中途退学した場合、補助金の対象となるのか。

A 7 在籍期間中に奨学金を支払った分が補助対象となります。

なお、交付決定後に、補助金の交付対象となる事業の内容が変更となる場合は、変更承認申請書（第2号様式）が、補助事業を中止し又は廃止する場合は、中止（廃止）承認申請書（第3号様式）の提出が必要となります。

Q 8 奨学金を給付した留学生が、卒業後に、当該事業所に就職しなかった場合、補助金の交付は受けられないのか。

A 8 卒業後に当該事業所に就職することを想定した事業とはなりますが、結果的に就職しなかった場合であっても、当該事業所が奨学金を給付した場合は、補助対象となります。

Q 9 留学生が「介護福祉士修学資金貸付事業」を活用し、学費・入学準備金の貸付を受けてい

るが、生活費分について補助申請することは可能か。

A 9 一つの対象経費で、両方の活用は不可ですが、例えば、生活費分は他制度と重複していない場合は、生活費分の申請は可能です。

Q 10 留学生に対して、奨学金を貸与した場合は、補助対象となるのか。

A 10 貸与は、補助対象外です。

Q 11 給付を受けた留学生が、就職後に奨学金を返還した場合、補助金も返還対象となるのか。

A 11 補助金を交付した経費に掛かる奨学金の返還であれば、県に対しても返還が必要となります。返還となる場合は、事前に連絡ください。

Q 12 留学生に係る家賃や光熱水費等を直接、事業者に対して支払った場合は、補助対象となるのか。

A 12 補助対象外です。留学生に給付した場合が補助対象です。

交付申請の手続きの際には、留学生に対する奨学金給付に関する規程を提出してください。

Q 13 実績報告で奨学金を支払ったことがわかる書類とあるが、どういう書類が必要か。

A 13 介護事業所（事業者）から留学生に奨学金を支出したことがわかる領収書、銀行振り込みの写し、通帳の写しなどになります。（両方の宛名が入っているものが必要です。）

なお、学費や生活費等、まとめて支払っている場合は、経費区分などの内訳がわかるものを添付してください。

Q 14 奨学金の給付を受けた留学生が、学費や家賃等を支払った領収書等の添付は必要か。

A 14 留学生個人が支出した領収書の添付は必要ありません。

Q 15 申請書や実績報告書の書き方や提出書類がわからない場合は、どこに相談すればよいか。また、書類の提出先を教えてください。

A 15 補助金の相談窓口は、「あおもり国際介護人材センター（TEL:017-752-6230）」ですので、そちらへご相談ください。

交付申請や実績報告の書類の提出先は「あおもり国際介護人材センター」です。

申請書や実績報告書等の書類は、郵送で提出してください。（メールを送信することは構いませんが、確認漏れを防ぐためにも、紙に印刷したものでも必ず送ってください。）

<提出先>

〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ3階

青森県老人福祉協会内あおもり国際介護人材センター あて